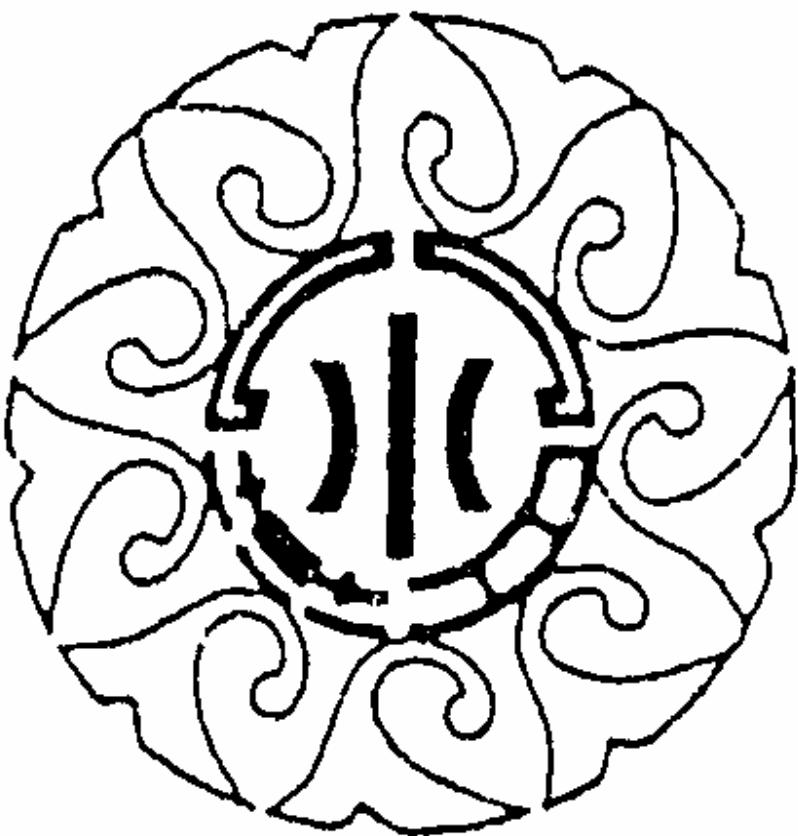


いじめゼロ 基本方針



令和6年4月
八潮市立大原小学校

「八潮市立大原小学校いじめゼロ基本方針」

平成27年9月18日『八潮市みんなでいじめをなくすための条例』が制定されました。前文には、条例の目的や考えが示されており、この条例を踏まえ、八潮市立大原小学校いじめ防止対策基本方針を策定します。

八潮市みんなでいじめをなくすための条例（前文）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、未来の宝である。

子どもの心身を傷つけ、人権を侵害することとなるいじめは、どのような理由があろうと絶対に許すことのできない卑劣な行為であり、それぞれの子どもが一人の人間として尊重され、その成長が保障される環境を整備することは、全ての者に求められる喫緊の課題である。

本市では、子どもたちが尊い命を大切にし、友達や周囲の人に対する思いやりの心を持ち続けることを誓う「八潮市子ども憲章」を定めるとともに、学校においては、いじめを「うまない、見のがさない、ゆるさない」との強い意志に基づき、「いじめ撲滅3原則」を掲げ、子どもたちが自ら学び、取り組むよう訴えてきた。

いじめは、子ども同士のささいなトラブルに起因して発生し、大人の目の届かないところで行われるなど、どの子どもにも、どの学校にも関係するとしても身近で、重要な問題であるとの認識に立たなければならない。

ここに、私たちは、いじめをなくすためには、いじめを行わない子どもを育てることが最も大切であるとの考え方の下、子どもたちが安心して生活し、健やかに成長できるまちを実現するため、この条例を制定する。

1 条例の基本理念（第3条）

- 1 みんなでいじめをなくすためには、いじめが全ての子どもに関係する問題であるとの認識に立ち、いじめを行なわない子どもを育てなければならない。
- 2 みんなでいじめをなくすためには、子ども、市、市立学校、保護者、市民及び事業者がそれぞれの責務及び役割を自覚し、連携を強化し、市全体でいじめの防止等に取り組まなければならない。

2 いじめの定義（条例2条）

「いじめ」とは、子どもに対して、一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行なわれるものを含む。）であつて、当該行為の対象となつた子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。

【具体的ないじめの様態例】（国の定めた「いじめ対策」による基本的な方針より）

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする。
- 金品をたかられたりする。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

3 子どもの役割（第4条）

1 子どもは、いじめについて、互いに考え、共に学び合い、いじめを正しく理解するよう努めるものとする。

（方針）

いじめとは、何かを理解し、いじめを行わない。

2 子どもは、互いに思いやり、共に支え合い、いじめのない明るい学校生活を行うよう努めるものとする。

（方針）

相手のことを考え、優しく、仲よくする。

3 子どもは、いじめを傍観せず、いじめを受けている子どもの立場に立って行動するよう努めるものとする。

（方針）

いじめを見たら、いじめられている子の気持ちに寄り添ったり、相談したりする。

4 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず、家族、学校、友達または学校関係者に相談するものとする。

（方針）

一人で悩まずに必ず相談する。

4 市立小学校の責務（第6条）

- 1 市立学校は、子ども及びその保護者に対し、いじめの防止等について、正しく理解させる教育活動等を実施しなければならない。
(方針)
いじめについての授業等を行う。
- 2 市立学校は、子どもがいじめに関する問題等を安心して相談できる環境を提供しなければならない。
(方針)
そうだんポストや保健室を活用する。
- 3 市立学校は、市、子どもの保護者、市民、事業者及び関係機関等と連携を図り、協力して、いじめの防止等に取り組まなければならない。
(方針)
相談体制を構築する。（ケース会議の実施等）
- 4 市立学校は、学校いじめ基本方針を定めるとともに、必要に応じてこれを見直さなければならない。
(方針)
いじめの防止等の取組や年間計画の見直しを行う。
- 5 市立学校は、校内におけるいじめの防止等に関する情報を共有するとともに、協力体制を構築しなければならない。

◎第6条第5項に対しての学校におけるいじめの防止等の対策のための組織・会議等
(方針)

○生徒指導部会

【内容】

校内生徒指導体制を整備し、いじめや非行問題行動等のための、生徒指導・特別支援委員会を設置し、児童の状況の確認や規律ある生活態度育成の具体策を検討する。

【構成メンバー】 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年代表・養護教諭・教育相談主任

【開催頻度】 毎月一回

○いじめ防止対策委員会（条例第10条第1項第3号）

【内容】

いじめ防止等の対策のため、いじめ防止対策委員会を設置し、いじえの実態の確認やいじめ防止等の取組を計画する。

【構成メンバー】 校長・教頭・主幹教諭・生徒指導主任・学年代表・養護教諭・教育相談主任

【開催頻度】 必要に応じて

○職員会議等での情報交換及び共通理解

【内容】

校内におけるいじめの防止等に関する情報共有及び共通理解を図る。

【開催頻度】 必要に応じて

○校内研修会

【内容】

いじめ防止等の事例研修を行う。

【開催頻度】 必要に応じて

5 市立学校におけるいじめの未然防止及びいじめの早期発見のための対策（第10条）

（1）いじめの未然防止のための取組

（いじめの未然防止）

- 1 子どもを対象とした道徳教育、体験活動等の充実を図る。
- 2 子どもの保護者及び市民と連携して、いじめの防止に関する活動を実施する。
- 3 いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内委員会を設置する。

（方針）

○道徳教育の充実

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。

○体験活動の充実

- ・校外学習の推進や、生活科、総合的な学習の時間を通して、大原のびのびファーム等を活用して、自然と触れ合う機会を保障して、豊かな感性を育てる。
1年生 遠足（動植物園） あさがおやチューリップの栽培
2年生 遠足（動植物園） や町探検 夏野菜やサツマイモの栽培とザリガニ飼育
3年生 社会科見学（スーパーマーケット、工場、資料館等） や学区探検
ヒマワリやホウセンカの栽培
4年生 社会科見学（消防署、リユース等） ヘチマの栽培
5年生 林間学校、社会科見学（自動車工場等） やビオトープ見学体験
ビオトープでの稻作栽培
6年生 修学旅行、社会科見学（江戸東京博物館、国会議事堂等） ジャガイモ栽培

○定期的なアンケート等の実施

- ・年間4回こころのアンケートを実施し、児童の状況を把握する。

○そうだんポストの活用

- ・ そうだんポストについて、児童への周知を徹底し、未然防止に努める。

○コミュニケーション活動を活かした特別活動の充実

- ・ 毎月1回、児童会活動による自己肯定感を高める児童朝会を実施する。
- ・ 每月1回、代表委員、計画委員の児童による代表委員会を実施する。
- ・ 毎月第2・4週の木曜日をあいさつの日とし、代表委員の児童が中心になって、あいさつ運動を実施する。

○児童の出欠席の確認

- ・ 健康観察で、児童の欠席や遅刻の様子を把握し、未然防止に努める。
- ・ 欠席の多い児童については、まず学年で情報共有し、管理職への報告・連絡・相談を徹底する。さらに、毎月の生徒指導・特別支援委員会で全体でも情報共有する。さらに、担任は保護者との電話連絡、家庭訪問を定期的に行い、信頼関係を構築する。

○保護者や地域への働きかけ

- ・ 授業参観や保護者会、学校ホームページ、学校便り等による広報活動を行い、いじめ防止対策についての啓発を行う。
- ・ PTA理事会でも、いじめ防止対策についての啓発を行う。
- ・ 心配される児童については、個人面談、ふれあいトークを活用し、保護者との連絡を密にする。

(2) いじめの早期発見のための取組

(いじめの早期発見)

- 1 市、子どもの保護者、市民及び関係機関等と連携して、いじめに関する必要な体制を整備する。
- 2 子ども及びその保護者に、積極的にいじめに関する相談の機会を提供する。
- 3 教職員に、いじめに関する相談体制を整備するとともに、研修の機会を提供する。

(方針)

○日記や連絡帳の活用

- ・ 日記や連絡帳等の活用によって、担任と児童・保護者は日ごろから連絡を密に取り、信頼関係を構築する。
- ・ 児童の何気ない書き込み等より人間関係や日常生活などの悩みなどを早期に発見する。
- ・ 毎学期始めに、そうだんポストについて児童に伝え、いじめの早期発見に努める。
- ・ 気になる内容については、管理職への報告・連絡・相談を徹底し、教育相談や家庭訪問等を行い、迅速に対応する。

○児童アンケート

- ・年間4回こころのアンケートを実施し、児童の状況を把握する。

○日々の観察

- ・教職員が、児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・いじめ早期発見チェックリストを活用する。
- ・いじめ相談窓口（そうだんポスト）があることを知らせ、相談しやすい環境をつくる。

○観察の視点

- ・児童の発達段階を考慮し、丁寧で継続した対応を実施する。

○相談体制の整備、校内研修の充実

- ・そうだんポストの掲示物を、全クラスに掲示する。
- ・そうだんポストの場所を、児童が入れやすい場所を考慮し設置する。
- ・そうだんポストは、教育相談主任が定期的に確認し、事例によって管理職や生徒指導主任、学年主任、担任と連携することで、いじめ早期発見に努める。
- ・生徒指導に関する校内研修を年一回実施し、いじめの早期発見に努める具体的な手立てを共通理解する。

6 いじめへの初期対応（第13条）

（いじめへの初期対応）

- 1 いじめを受けた子ども及びいじめを知らせた子どもの安全を確保するとともに、いじめを行なった子どもに適切な指導すること。
- 2 いじめに関して必要な情報を収集し、及び教育委員会に報告し、いじめを受けた子ども及びその保護者並びにいじめを行なった子ども及びその保護者に対し、それぞれの子どもが健全に成長することができるよう、必要な措置を講ずること。
- 3 いじめを受けた子どもが安心して学習できるよう、必要な措置を講ずること。

（方針）

○正確な実態把握

- ・いじめと疑われる行動を発見した場合は、その場でその行為を止める。発見した時点で、学年主任や管理職に報告・連絡・相談し、その後の対応を全員で確認していく。場合によっては、いじめ防止対策委員会を開き、対応を確認する。
- ・児童、保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に話をきく。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保をする。
- ・発見、通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、組織で対応する。また、場合によっては、関係諸機関との連携を図る。

○いじめられた児童または保護者への支援

- ・いじめられた児童の保護に努める。また、迅速に保護者へ連絡し、心配や不安を取り除く。
- ・いじめられた児童が安心して学校生活を送れる体制をつくる。
- ・教育相談等を活用し、児童の心のケアに努める。

○いじめた児童への指導又は助言

- ・対応は、複数の教職員で対応し事実確認をする。
- ・いじめた児童に対して、相手の苦しみと悲しみに思いを寄せる指導を十分に行うとともに「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- ・いじめた側の保護者へは、事実を迅速に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携をして以後の対応を適切に行っていく。

7 インターネットを通じて行われるいじめへの対策（第11条）

（インターネットのいじめの対策）

- 1 市立学校は、子どもを対象とした情報を収集し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 市立学校は、子ども及びその保護者に、情報モラルに関する教育の充実及び啓発の推進を図らなければならない。
- 3 市は、全項2項の対策を支援しなければならない。
- 4 保護者は、その保護する子どもに対し、インターネットの利用に関して、家庭での取決めを行う等の適切な措置を講ずるものとする。

（方針）

- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため直ちに削除する措置をとる。
- ・児童の生命、身体又は、財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察に通報する。
- ・学校は、情報モラル教育を行い、児童にネットいじめに対する知識を理解させる。

8 八潮市小中一貫教育でのいじめ防止等の取組（第12条）

（小中一貫教育におけるいじめへの対策）

市立学校は、小学校入学から中学校卒業までの期間において行う小中一貫教育を行なう上で、関係する市立学校間において効果的に情報を共有するなど、その特性を生かしたいじめの防止等に取り組まなければならない。

(方針)

- ・大原中学校ブロックで、次のことを行う。

○教職員間での情報の共有

- ・定期的に職員の交流を図ったり（授業公開、授業交流）、情報の共有（合同研修会）を行ったりし、いじめの防止等に取り組む。

授業公開と協議 (年2回)

授業交流（ジョイント教室含む）(年3回)

合同研修会 (年1回)

○児童生徒の交流活動

- ・中1ギャップの軽減等をねらいとし、児童生徒の交流等を行い、いじめのない明るく、楽しい学校生活が送れるようにする。
- ・中学校生徒会による「いじめ撲滅運動」提言を受け、代表委員会を中心にいじめ撲滅への取組を行う。
　　あいさつ運動（不定期）
　　交流会（不定期）
　　各教科等、特別活動での授業交流（不定期）

9 重大事態（第15条）

（重大事態の対処）

- 1 市立学校は、校内対策委員会による調査を行うとともに、当該重大事態が発生した旨を教育委員会を経由して、直ちに市長に報告すること。

（※次のページ フロー図参照）

（1）重大事態の定義

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連續して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

（いじめ防止対策推進法第28条）

（2）重大事態への学校の取組方針

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会へ速やかに報告する。
- ②当該事案について、校内いじめ対策委員会にて、調査を行なう。また、教育委員会のいじめ対策委員会と協力して調査も行なっていく。
- ③上記調査について、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

10 いじめ問題への組織的対応図

